

令和5年度久万高原町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

久万高原町は、基盤整備を進め水田農業の振興策を講じ、稲作の省力化を進めるとともに、夏秋野菜の振興に取り組んでいる。

水稲については「久万高原清流米」がブランドを確立しており高値で取引されている。また、夏秋野菜（トマト、ピーマン）についても産地化している。

しかし、農家の高齢化と農業の担い手不足が深刻化している。こうした中、従来は農地の資産的保有傾向が強く、規模拡大志向農家への農地の流動化は顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって農家の一層の高齢化により、地域農業への関心が高まるとともに、担い手農家を中心とした稲作受託組織の設立等により、農地の流動化が進む可能性が高まっている。

そのため、今後は、高齢者でも比較的栽培しやすい水稲の作付面積を維持しつつ、認定農業者等の意欲的な農業者に対して積極的に利用権設定等を進め、水田面積の維持を図っていく必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

○ 適地適作の推進

- ・ 町内の基幹作物として栽培されている雨よけトマト、ピーマンは、ここ数年高値安定の販売単価で推移しており、収量の確保により高い収益性が見込まれているため、久万高原町の転作作物として推進しているもの。
- ・ 町独自の研修制度等を通じて新規栽培者の確保育成を図る。

○ 収益性・付加価値の向上

- ・ 令和元年度に久万高原町スマート農業研究会が発足し、令和2年度に無人航空機（ドローン）による水稲防除実証による有効性が確認された。
また、ラジコン草刈機の試行による有効性も確認していることから、今後省力化が急務となっている防除、除草等の各作業ではスマート農業の導入を検討する。
- ・ 高温期のハウス内（トマト）における高温対策として、細霧冷房の導入試験により高温障害を回避し、生産性・品質向上が確認できたことから、細霧冷房の導入を支援していく。

○ 新たな市場・需要の開拓

- ・ 雨よけトマトは、病虫害発生の予察等総合的な防除体系の確立により化学農薬の使用を県基準対比 50%以上削減し、土づくりの徹底等により化学肥料の使用量を 50%以上削減している。
これらのトマトを使用して町内で製造されているトマトジュース等加工品は県外への販売等を視野に入れた販路開拓を模索する。

○ 生産・流通コストの低減

- ・ 人・農地プラン実質化により策定した人・農地プラン内に「担い手班」を設置し、地域の農地（水田）を担い手へ集積するとともに連担化や出荷ルートの統一を図り、効率化を目指す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

○ 地域の実情に応じた農地の在り方

- ・ 不在者地主の所有する農地が増加しており、町外在住の地権者が地域の担い手に耕作依頼可能な体制を整備する（人・農地プラン）。

○ 地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択

- ・ 省力的な栽培が可能な作物として、農産物直売所で需要があるタカキビ・コキビ・モロコシ・アワ・ヒエ等郷土料理の材料として使用される雑穀の栽培推進を模索する。
- ・ 収益性の高い雨よけトマト・ピーマンについては、新規就農者等の推奨作物として、支援体制を整備する。

○ 地域におけるブロックローテーション体系の構築

- ・ 振興作物である野菜などについては、農家の生産状況を踏まえながら、町農業戦略課・県農業指導班・松山市農協と情報共有や連携を取りつつ、各農家に合わせたブロックローテーションの提案・指導を実施し、計画的なローテーションを推進していく。
- ・ 畑作物の生産が続いている水田について、今後、担い手が畑作物の栽培を続ける意向があれば、畑地化を推進する。

○ 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針（必須）

- ・ 用水路の老朽化をはじめ水利等に支障を生じ水稻の栽培が困難になっている水田については、雑穀等栽培可能な品目を選定し栽培を振興する。
- ・ 高齢化等を理由に水稻栽培が困難となった水田のうち、可能な水田については、雨よけハウス等を建築し、新規就農者等の雨よけトマトやピーマンの圃場として、推進・支援していく。

4 作物ごとの取組方針等

町内の約 630ha（不作付地含む）の水田について、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を図ることとする。

（１）主食用米

コシヒカリを中心に栽培されており、ＪＡが取り扱う「久万高原清流米」がブランドを確立して高値で取引されている。今後も愛媛県特別栽培米の生産認証を受け「安全・安心」で環境に優しい米作り及び売れる米作りの徹底によって米の産地としての地位を維持する。前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、消費宣伝にも力を入れ、消費者の求める米を栽培し、その取組が伝わるよう産地ＰＲを行う。

（２）非主食用米（飼料用米）

地域に適する多収品種がないこともあり、主食用米と同じ品種を用いることにより省力化及び低コストでの栽培を行う。ＪＡが取りまとめを行い県内の飼料会社と契約を行うため、生産者は取り組みやすい。また、担い手が近隣農地を集積して取り組むことを支援し、生産性向上を図る。

（３）麦、大豆、飼料作物

麦及び大豆については、道の駅や直売所等販路が拡大しており、それらの需要に応じて栽培を行う。

飼料作物については、町内の畜産農家が自家利用で行う取り組みのみのため、不作付地での作付けを推進し、不作付地の解消を図る。

（４）そば

天候等の影響を受けやすく、栽培しても収穫できない場合がある。今後は生産性の向上を図り、近隣の製麺業者等との契約を継続し、現行の栽培面積を維持する。

（５）高収益作物（園芸作物等）

トマト・ピーマンについては、県内有数の産地で、「エコファーマー」認定及び「全農安心システム」の認証を受け、「安全・安心」で環境に優しい栽培を行っており、産地の維持、拡大を図る。また、従来の販路以外に道の駅や直売所等販路が拡大しており、それらの需要に応じて栽培

を行う。

花きについては、卸売市場や農協等従来の販路以外に道の駅や直売所等販路が拡大しており、それらの需要に応じて栽培を行う。また、不作付地での作付けを推進し、不作付地の解消を図る。

葉タバコは日本たばこ産業株式会社、薬用作物は農事組合法人ヒューマンライフ土佐へ販売しており、契約するメーカーの需要に応じて栽培を行う。

その他野菜については、小規模農家が道の駅や直売所へ出荷していることが多い状況を踏まえ、現行の栽培面積の維持に努める。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和5年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	385.0		386.4		386.4	
備蓄米	0		0		0	
飼料用米	0		0		0	
米粉用米	0		0		0	
新市場開拓用米	0		0		0	
WCS用稲	0		0		0	
加工用米	0		0		0	
麦	0.1		0.1		0.1	
大豆	0.2		0.2		0.2	
飼料作物	0.7		0.7		0.7	
・子実用とうもろこし	0		0		0	
そば	0.1		0.1		0.1	
なたね	0		0		0	
地力増進作物	0		0		0	
高収益作物	85.8		88.1		88.1	
・野菜	83.7		86.0		86.0	
・花き・花木	0.3		0.3		0.3	
・果樹	0		0		0	
・その他の高収益作物	1.8		1.8		1.8	
その他	0.4		0.4		0.4	
・雑穀	0.4		0.4		0.4	
畑地化	0		0		0	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	トマト・ピーマン	振興作物転作助成 （トマト・ピーマン）	作付面積	（2022年度） 26.21ha	（2023年度） 26.81ha
2	トマト・ピーマン	担い手作物加算 （トマト・ピーマン）	作付面積	（2022年度） 17.66ha	（2023年度） 18.17ha
3	野菜、花き、工芸作物等 （基幹作物）	振興作物転作助成	作付面積	（2022年度） 2.82ha	（2023年度） 3.81ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：

協議会名：

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	振興作物転作助成(トマト・ピーマン)	1	21,500	トマト・ピーマン	対象品目毎の作付面積合計が2a以上であること。
2	担い手作物加算(トマト・ピーマン)	1	9,200	トマト・ピーマン	対象品目毎の作付面積合計が2a以上であること。
3	振興作物転作助成	1	9,200	別紙のとおり	対象品目毎の作付面積合計が2a以上であること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。